

令和8年度 孤立を防ぐ見守り・つながり推進事業 実施要項

1. 事業目的

身近な地域でのふれあい・交流機会を通じて、住民相互の見守り合いや緩やかなつながりづくりを推進し、社会的に孤立する状態に陥ることを防ぐため、当事業の趣旨に沿った目的で実施される住民主体の地域福祉活動へ助成する。

2. 主体

社会福祉法人三田市社会福祉協議会

3. 助成対象となる活動

社会的孤立の予防を目的として月1回以上実施される活動

例 公会堂やコミュニティハウス等でのふれあい・交流活動（つどい・サロン、いきいき百歳体操、会食会等）

他、集うことが難しい場合は、

自宅訪問や電話で近況を伺う活動（友愛訪問、見守り電話、配食事業等）

手紙や広報紙等を通してお互いに近況を伝え合う活動（往復はがきによる文通、広報紙を配る等）

オンラインツールを活用してふれあい・交流を図る活動

※ 住民同士のふれあい・交流を図る（コミュニケーションを図る）活動を前提とするため、購入した物品を配布するのみの活動は対象外とする。

※ 身近な範囲であれば特に規模は限定しないが、最大をふれあい活動推進協議会の範囲とし、最少を概ね10人の参加があることとする。

※ 自然災害や猛暑、感染症によって通常の活動が実施できない場合は、見守り訪問(電話)等に置き換えた活動とする。（通常の活動が週1回以上の場合は月1回以上の活動で可。）

4. 助成枠組みと助成額

実施予定回数 (枠組み)	助成額(上限)	申請期日	報告期日
週1回以上 ※概ね年45回以上	53,000円(※1)	令和8年4月24日(金)	令和9年4月2日(金)
月1回以上	30,000円(※1)		
新規立ち上げ (先着3団体まで)	40,000円	令和8年12月4日(金)	

※1 本事業は予算総額内で実施する。助成額は予算総額を申請団体数で按分して決定する。

※1 財源である昨年度の赤い羽根共同募金が減少しているため、助成額は減少する見込み。

5. 助成金を活用できる経費

年度内の活動にかかる飲食費、会場費、消耗品費、備品費、印刷費、講師謝礼、保険代(※2)、見守

り電話の電話代等。原則、以下に該当する用途でなければ特に限定しない。また、様々な収入源があってもこの助成金を優先的に活用することとする。

- 対象外経費：① 実施内容を企画するための打合せにかかる費用
② 旅行や会場等の下見にかかる費用
③ お酒代（※3）

※2 次年度分のボランティア保険加入代を当該年度の3月中に申し込む場合は、当該年度の助成金での充当を認める。

※3 この助成金での充当を認めないということであり、お酒を使用した場合に助成しないということではない。

6. 助成要件

上述した3. 助成対象となる活動に該当することの他、以下の要件を満たしていることとする。

- ① この活動を民生委員・児童委員や区・自治会長等も把握しており、連携がとれる
- ② 代表と会計が存在し、通帳がある
- ③ 参加者名簿を作成している
- ④ この助成金以外にも収入がある（参加費、区・自治会からの補助等）
- ⑤ サークルや老人クラブ、趣味の活動団体等が会員のために実施する活動ではない
- ⑥ 社会福祉事業所の利用者のみを対象とする活動ではない
- ⑦ 営利的活動、宗教的活動、政治的活動ではない
- ⑧ 主催団体は法人格（NPO法人、社会福祉法人、有限会社等）を有していない
※ 区・自治会等地縁による団体は除く
- ⑨ この事業以外にも助成・補助を受けている場合、同じ領収書で重複する手続きを行っていない

7. 助成金の返還

以下の場合には助成金を返還しなければならない。

- ① 要項に違反した場合
- ② 申請及び報告の内容が実際と大幅に異なる場合
- ③ 3月末時点で助成金の未執行がある場合（未執行分のみ返還）

8. 申請・報告手続き

（1）申請

所定の申請書に記入の上、申請期日までに提出する。

※ 以前の報告書が未提出である場合は申請できない。

（2）報告

以下を活動終了後に速やかに提出する。

- ① 所定の報告書（ありがとうメッセージ含む）
- ② 助成金の使いみちが明確に証明できる領収書（コピー可、助成金分で可）
- ③ 参加者名簿（毎回の名簿ではなく、通算の氏名のみ名簿で可）
- ④ 実施概要がわかる広報チラシ1枚程度
- ⑤ 写真2枚程度をデータで提出。データが難しい場合は、写真用紙も可。

※ 赤い羽根共同募金及び地域福祉活動の推進に関する広報等に使用するため、団体内で使用許可を得ているものを提出してください。